



三重県公報

令和7年9月9日 (火)
 第 650 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則13-2（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則	（人 事 委 員 会）	2
人 事 委 ・ 教 育 委 規 則			
15	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	（人事委員会・教育委員会）	2
告 示			
601	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	（農産物安全・流通課）	3
602	保安林の指定をする予定である旨の通知	（ 治 山 林 道 課 ）	3
603	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	（ 水 産 振 興 課 ）	4
604	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	（ 同 ）	4
公 告			
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	（ 農 地 調 整 課 ）	4
	公共測量を実施する旨の通知	（ 公 共 用 地 課 ）	5
	同件	（ 同 ）	5
	公共測量が終了した旨の通知	（ 同 ）	5
	開発行為に関する工事の完了	（ 建 築 開 発 課 ）	5
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	（農産物安全・流通課）	6
	同件	（ 警 察 本 部 ）	6
	随意契約の相手方を決定した旨	（ 同 ）	6

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則一三二二（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年九月九日

三重県人事委員会委員長 浅尾 光弘

三重県人事委員会規則一三二二（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則一三二二（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 13 regarding leave units and calculation, and Article 6 regarding care time and part-time work recognition.

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

人事委規則
教育委規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年九月九日

三重県人事委員会委員長 浅尾 光弘

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十五号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のよ
三重県教育委員会規則

うに改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(休暇の単位及び計算) 第十五条 (略) 2～4 (略) 5 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ四時間 (当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間) の範囲内とする。 6 介護時間は、一日(当該介護時間と要介護者を異にし、半日を単位とする介護休暇の承認を受けた日を除く。)を通じ二時間(育児休業条例第二十八条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間) の範囲内とする。 7・8 (略)	(休暇の単位及び計算) 第十五条 (略) 2～4 (略) 5 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、 始業 の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間) の範囲内とする。 6 介護時間は、一日(当該介護時間と要介護者を異にし、半日を単位とする介護休暇の承認を受けた日を除く。)を通じ、 始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間 (育児休業条例第二十八条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間) の範囲内とする。 7・8 (略)

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 601 号

農産物検査法(昭和 26 年法律第 144 号)第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 7 年 9 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 登録年月日及び登録番号
平成 14 年 6 月 11 日 第 3 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
鈴鹿農業協同組合	代表理事組合長 谷口 俊二	三重県鈴鹿市地子町 1268 番地

- 3 変更内容
農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
酒井 美葵	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022591

三重県告示第 602 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 7 年 9 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 保安林予定森林の所在場所

津市美杉町太郎生字林垣内 5215 の 7、5215 の 8

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 603 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和 39 年法律第 158 号)第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 7 年 9 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

区 域	区 分
くまの灘南区域 (三重外湾漁業協同組合のうち阿曾浦、槌柄浦、贅浦、奈屋浦、神前浦及び方座浦の地区)	大型定置漁業
木本・阿田和区域 (熊野漁業協同組合のうち木本の地区及び紀南漁業協同組合の地区)	雑魚定置漁業

三重県告示第 604 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法(昭和 39 年法律第 158 号)第 125 条の 6 第 1 項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 7 年 9 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

加入区の名称	区 域
特定の 布施田加入区	三重外湾漁業協同組合のうち布施田の地区

公 告

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 88 条第 1 項の規定により、農業競争力強化農地整備事業 鈴鹿川沿岸 7 期地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます(なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなりま

す。)

令和7年9月9日

三重県知事 一見勝之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和7年9月10日から同年10月9日まで
- 3 縦覧の場所
鈴鹿市役所産業振興部耕地課(鈴鹿市神戸一丁目18番18号)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和7年9月9日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量(基準点測量、路線測量及びUAV写真点群測量)
- 2 作業期間
令和7年9月9日から同年12月25日まで
- 3 作業地域
松阪市田村町及び同市岡本町

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、津市長から通知がありました。

令和7年9月9日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間
令和7年8月25日から同年10月24日まで
- 3 作業地域
津市美里町日南田

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年8月21日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和7年9月9日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量(基準点測量)
- 2 作業地域
名張市安部田

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和7年9月9日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和7年 8月26日	伊勢市小俣町元町102-1ほか6筆	松阪市小片野町960-1 株式会社ランド企画 代表取締役 野呂 絵里加
令和7年	三重郡朝日町大字縄生字円場99-1	四日市市広永町字川原1381-1

8月29日		株式会社徳岡工業 代表取締役 徳岡 永親
令和7年 9月1日	いなべ市大安町石樽下字辻内 136-3 ほか 16 筆	津市幸町 27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役 林 金也
令和7年 9月1日	員弁郡東員町大字穴太字萱場 1529-2	いなべ市大安町石樽東 2240 グランドハウス 水晶E-101 加藤 克英 いなべ市大安町石樽東 2240 グランドハウス 水晶E-101 加藤 風
令和7年 9月1日	名張市鴻之台 3 番町 23-3 ほか 3 筆	名張市桔梗が丘 5 番町一街区 25-4 エム・ケイ住宅産業株式会社 代表取締役 古岡 孝枝

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年9月9日

三重県知事 一見 勝之

- 1 物品等の名称及び数量 三重県地方卸売市場卸売場棟東側折版屋根用断熱材除去工事
- 2 担当部局 津市広明町 13 番地
三重県農林水産部農産物安全・流通課
- 3 落札者決定日 令和7年8月13日
- 4 落札者 三重県四日市市室山町 227 番地 7
有限会社儀賀住建 代表取締役 儀賀 信貴
- 5 落札金額 入札価格 20,900,000 円
契約金額 22,990,000 円
- 6 決定手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 令和7年6月27日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年9月9日

三重県警察本部長 敦 澤 洋 司

- 1 特定役務の名称 交通安全施設に係るLTEデジタル回線更新契約
- 2 担当部局 三重県津市栄町一丁目 100 番地
三重県警察本部警務部会計課調達係
- 3 落札者決定日 令和7年8月21日
- 4 落札者 三重県津市広明町 112-5 第3いけだビル5F
日本信号株式会社三重営業所 営業所長 岡本 晃
- 5 落札金額 入札価格 54,314,400 円
契約金額 59,745,840 円
- 6 決定手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 令和7年6月20日

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年9月9日

三重県警察本部長 敦 澤 洋 司

1	特定役務の名称	高度A I 画像分析システムクライアント端末導入及び保守契約
2	担当部局	三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部警務部会計課調達係
3	契約の相手方を決定した日	令和7年8月5日
4	契約の相手方	三重県津市羽所町 700 富士通 J a p a n 株式会社関西・中部公共ビジネス統括部（三重） シニアディレクター 村山 栄
5	契約金額	98,450,000 円（うち消費税及び地方消費税 8,950,000 円）
6	決定手続	随意契約
7	随意契約の理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
